

日行連発第 297 号
平成 29 年 7 月 4 日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会長 遠 田 和 夫

建設業許可基準における経營業務管理責任者要件の緩和について（周知）

今般、経營業務管理責任者要件の緩和のため、「建設業法第 7 条第 1 号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」（昭和 47 年 3 月 8 日建設省告示第 351 号。）、「建設業許可事務ガイドラインについて」（平成 13 年 4 月 3 日国総建第 97 号。）及び「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」（平成 13 年 4 月 3 日国総建第 99 号。）が改正され、平成 29 年 6 月 30 日よりその取扱いがスタートしております。

各単位会におかれましては、各会員が支障なく業務を遂行できるよう、本改正内容について各会員へ周知を図られたく、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

本改正の詳細内容につきましては、以下の国交省 URL よりご確認いただくことができるほか、日行連会員ホームページ「連 con」でもご案内しております。

なお、本改正に係るパブリックコメントの募集結果及び当連合会からの提出意見も参考にお送りいたします。

【参考 URL】

- ・国交省ホームページ 建設業の許可 関係通達
（経營業務管理責任者要件の大臣認定要件の明確化について）
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000192.html

【別紙】

- ・経營業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について
（平成 29 年 6 月 26 日付・国土建第 117 号文書）

【参考】

- ①パブリックコメント募集要領・改正概要について
- ②日行連パブリックコメント提出意見
- ③パブリックコメント募集結果

以 上

国土建第117号
平成29年6月26日

各地方整備局等建設業担当部長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

経營業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について

建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第1号ロの規定による同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者の国土交通大臣による認定については、「建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」（昭和47年3月8日建設省告示第351号。以下単に「告示」という。）により行ってきたところです。

また、国土交通大臣に係る建設業許可については、「建設業許可事務ガイドラインについて」（平成13年4月3日国総建第97号。以下単に「ガイドライン」という。）及び「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」（平成13年4月3日国総建第99号。以下単に「許可基準通知」という。）において、その事務の取扱いを明確化してきたところです。

今般、「規制改革実施計画」（平成27年6月30日閣議決定）において、経營業務の管理責任者として求められる経験年数を短縮することについて検討し、結論・措置することとされました。

これを受けて、告示並びにガイドライン及び許可基準通知を改正し、平成29年6月30日以降の取扱いを下記のとおり定めましたので、貴職におかれましては、これらに留意の上、事務執行に遺漏なきよう取り扱われるようお願い致します。

記

一. 経營業務の管理責任者に準ずる地位にあつて資金調達、技術者等配置、契約締結等の業務全般に従事した経験（補佐経験）の範囲について（告示第1号ロ関係）

経營業務管理責任者要件として認められる経験のひとつとして「経營業務の管理責任者に準ずる地位にあつて資金調達、技術者等配置、契約締結等の業務全般に従事した経験」（以下「補佐経験」という。）が位置付けられているところ、「経營業務の管理責任者に準ずる地位」について、従前の「業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にある者」等に加え、「組合理事、支店長、営業所長又は支配人に次ぐ職制上の地位にある者」等も認めることとする。

二. 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験について（告示第2号ロ関係）

経営業務管理責任者要件として認められる経験のひとつとして、許可を受けようとする建設業に関する「経営業務の管理責任者に準ずる地位にあつて、経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経営業務を総合的に管理した経験」（以下「執行役員等としての経営管理経験」という。）が位置付けられているところ、「許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験」も認めることとする。

また、許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験については、単一の業種区分における経験を有することを要するものではなく、複数の業種区分にわたるものであつてもよいものとする。

なお、告示第2号ロに該当するか否かの判断にあつては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類において、被認定者が本号ロに掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

- ・ 執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類
組織図その他これに準ずる書類
- ・ 業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する事業部門であることを確認するための書類
業務分掌規程その他これに準ずる書類
- ・ 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従つて、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類
定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類
- ・ 執行役員等としての経営管理経験の期間を確認するための書類
取締役会の議事録、人事発令書その他これに準ずる書類

三. 経営業務管理責任者要件として求められる経験の期間について（告示第1号ロ並びに告示第2号イ及びロ関係）

許可を受けようとする建設業に関する補佐経験（告示第1号ロ）、許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験（告示第2号イ）及び許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験（告示第2号ロ）については、経営業務の管理責任者要件として求められる経験の期間を6年以上とする。

四. 3種類以上の経験の期間の合算について

(1) 許可を受けようとする建設業に関する補佐経験について（告示第1号ロ関係）

許可を受けようとする建設業に関する6年以上の補佐経験については、許可を受けようとする建設業に関する補佐経験の期間と、許可を受けようとする建設業及びそれ以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験並びに許可を受けようとする建設業及びそれ以外の建設業における経營業務の管理責任者としての経験の期間が通算6年以上である場合も、告示第1号ロに該当するものとする。

(2) 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経營業務の管理責任者としての経験について（告示第2号イ関係）

許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する6年以上の経營業務の管理責任者としての経験については、許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経營業務の管理責任者としての経験の期間と、許可を受けようとする建設業に関する経營業務の管理責任者としての経験及び執行役員等としての経営管理経験の期間が通算6年以上である場合も、告示第2号イに該当するものとする。

(3) 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験について（告示第2号ロ関係）

許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する6年以上の執行役員等としての経営管理経験については、許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験の期間と、許可を受けようとする建設業に関する経營業務の管理責任者としての経験及び執行役員等としての経営管理経験並びに許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経營業務の管理責任者としての経験の期間が通算6年以上である場合は告示第2号ロに該当するものとする。

建設業許可基準における経營業務管理責任者要件の改正案に関する
パブリックコメントの募集について

平成29年3月31日
＜問い合わせ先＞
国土交通省土地・建設産業局建設業課
TEL：03-5253-8111（代表）
（内線24756）

建設業法（昭和24年法律第100号）は、軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者を除き、建設業を営もうとする者は建設業の許可を受けなければならないこととする許可制度を設けているところです。同法第7条には許可の基準が定められており、このうち第1号において、許可を受けようとする者が法人である場合においてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）のうち常勤であるものの1人が、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち1人が5年以上の経營業務の管理責任者経験等を有することが求められております。また、この経營業務管理責任者経験を有する者と同等以上の能力を有する者について、告示（建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件（昭和47年建設省告示第351号））において定められているところです。

他方、この経營業務管理責任者要件については、平成27年6月30日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、

・5年の経験年数や、同等の能力を有する者の要件の経験年数について、経験を代替する研修制度の創設などにより一定程度短縮することの可能性について検討することについて結論・措置することとされているところ、所要の改正を行うこととします。つきましては、下記要領のとおり、広く国民の皆様からご意見を募集いたします。頂いたご意見につきましては、担当部局においてとりまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。

なお、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめご了承願います。

＜意見募集要領＞

1. 意見募集対象

・「建設業許可基準における経營業務管理責任者要件」の改正案

2. 意見募集期限

平成29年4月29日（土）（必着）

3. 意見送付要領

別添の意見提出様式に日本語にてご記入の上、次のいずれかの方法にて送付願います。

（1）電子メールの場合（テキスト形式でお願いいたします。）

電子メールアドレス：kengyo@mlit.go.jp

国土交通省土地・建設産業局建設業課 パブリックコメント担当 宛

(2) F A X の場合

F A X 番号：03-5253-1553

国土交通省土地・建設産業局建設業課 パブリックコメント担当 宛

(3) 郵送

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省土地・建設産業局建設業課 パブリックコメント担当 宛

- ※ 件名を「建設業許可基準における経營業務管理責任者要件」の改正案に関する意見と明記してください。
- ※ ご意見を正確に把握する必要があるため、電話等によるご意見はご遠慮願います。
- ※ 頂いたご意見に対する個別の回答は致しておりません。
- ※ 頂いたご意見の内容については、住所・電話番号・電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをご承知おきください。(匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。)

(別添)

[意見提出様式]

国土交通省土地・建設産業局建設業課パブリックコメント担当 宛

「建設業許可基準における経營業務管理責任者要件」の改正案に関する意見

氏名：

会社名／部署名：

住所：

電話番号：

電子メールアドレス：

意見：

理由：

【お問い合わせ先】国土交通省(03-5253-8111)

土地・建設産業局建設業課(内線24756)

建設業許可基準における経營業務管理責任者要件の改正について

1. 改正の背景

建設業法（昭和24年法律第100号）は、軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者を除き、建設業を営もうとする者は建設業の許可を受けなければならないこととする許可制度を設けている。同法第7条には許可の基準が定められており、このうち第1号において、許可を受けようとする者が法人である場合においてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）のうち常勤であるものの1人が、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち1人が5年以上の経營業務の管理責任者経験等を有することが求められている。また、この経營業務管理責任者経験を有する者と同等以上の能力を有する者について、告示（建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件（昭和47年建設省告示第351号））において定められている。

他方、この経營業務管理責任者要件については、平成27年6月30日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、

- ・ 5年の経験年数や、同等の能力を有する者の要件の経験年数について、経験を代替する研修制度の創設などにより一定程度短縮することの可能性について検討すること

について結論・措置することとされているところ、所要の改正を行うこととする。

※ 同閣議決定においては「建設業の適切な経営を担保するための建設業の許可基準の在り方について、規制の目的に見合った適切かつ合理的な許可要件等への見直しも含めて、検討すること」も記載されているが、経營業務管理責任者要件も含めた建設業許可要件の見直しについては、平成28年10月に設置した建設産業政策会議において現在検討がなされている。

2. 改正の概要

- 建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件（昭和47年建設省告示第351号）、国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について（平成13年国総建第99号）及び建設業許可事務ガイドライン（平成13年国総建第97号）の改正

上記の告示及び通知について、以下の改正を行うこととする。

- ① 経營業務の管理責任者に準ずる地位にあつて資金調達、技術者等配置、契約締結等の業務全般に従事した経験（補佐経験）の一部拡大

経營業務管理責任者要件として認められる経験のひとつとして「経營業務の管理責任者に準ずる地位にあつて資金調達、技術者等配置、契約締結等の業務全般に従事した経験（補佐経験）」が位置付けられており、この「準ずる地位」については、現在「業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にある者（法人の場合）」が位置付けられているところ。この点、「組合理事、支店長、営業所長又は支配人に次ぐ職制上の地位にある者」における経験も補佐経験とし

て認めることとする。

② 他業種における執行役員経験の追加

経營業務管理責任者要件として認められる経験のひとつとして「経營業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経營業務を総合的に管理した経験」が位置付けられている。この点、現在は、「許可を受けようとする建設業に関する経験」に限られているところ、「許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経験」についても認めることとする。

③ 3種類以上の合算評価の実施

経營業務管理責任者要件として認められる経験（現行4種類）については、現在、一部種類について2種類までの合算評価が可能とされているところ。この点、全ての種類に拡大するとともに、経験の種類の数に限定を設けず合算評価することを可能とする。

④ 他業種経験等の「7年」を「6年」に短縮

経營業務管理責任者要件として認められる経験のうち、「許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経營業務の管理責任者」としての経験については、現在7年以上要することとしているが、これを6年に短縮することとする。あわせて、②の経験及び経營業務を補佐した経験についても、同様に6年とする。

3. 今後のスケジュール（予定）

施行 平成29年6月1日

提出内容

受付番号	201704270000418416
提出日時	2017年04月27日10時16分

案件番号	155170302
案件名	建設業許可基準における経營業務管理責任者要件の改正案に関するパブリックコメントの募集について
所管府省・部局名等	国土交通省土地・建設産業局建設業課
意見・情報受付開始日	2017年03月31日
意見・情報受付締切日	2017年04月29日

郵便番号	105-0001
住所	東京都港区虎ノ門4-1-28 虎ノ門タワーズオフィス10F
氏名	日本行政書士会連合会
連絡先電話番号	03-6435-7330
連絡先メールアドレス	ngr-y-miura@staff.gyosei.or.jp

提出意見	<p>意見：（１）経營業務管理責任者の5年経験年数（異業種7年）については、経験年数を不要とする。（若しくは、同業種2年、異業種3年程度に短縮することとする。）</p> <p>（２）能力担保として経營業務管理責任者の研修制度を創設し、建設業関係法令、安全衛生関係法令、技術者制度、品質管理、工程管理、工事原価管理、財務諸表、会社法、経営全般について研修受講後、試験で一定の評価を得た者に限り、経營業務管理責任者の資格を付与すべきである。また5年ごとの許可更新時には更新時講習会の受講を経營業務管理責任者に義務づける。</p> <p>（３）営業所の支店長、所長又は支配人等に次ぐ職制上の地位に在る者の経験も補佐経験として認められることになったが、経營業務の管理責任者証明書（様式第7号）に添付又は申請時に提示すべき確認資料を具体的に明示すべきである。</p> <p>理由：（１）、（２）の理由については以下のとおり。</p> <p>経營業務管理責任者の5年経験（異業種7年）については実務上、法人役員の経験年数さえ立証できれば、建設業の経営を総合的に執行した経験までは求められておらず、担当部門や職務権限に係わらず常勤の取締役（過去経験は非常勤で認める行政庁もある）でさえあれば認められている。つまり単に経験年数を重ねているだけで、実質的に建設業の経営経験に乏しい取締役も年数さえ重ねれば認められているのが現状である。よって、経験年数が実際には必ずしも能力担保になっていないことは明らかである。</p> <p>建設業法には技術者についての資格制度はあるが、建設業の経営を担う経営者についての教育制度が確立されていないので、現場の技術者が本社の経営者</p>
------	---

に対して建設業法又は安全衛生法上の問題を指摘しても、経営者はその問題の重要性を理解できないために問題が改善されない場合もある。

また、まれに見られる事例だが、旧態依然とした建設業の悪しき慣行、例えば、指し値・歩切り等が横行する中で育てられた下請業者の経営者は、それが当たり前のことのように考え、自身が元請業者になった際、下請業者に対し自身がされたのと同様に法違反ともなりかねない振る舞いをとることになる。このように、建設業関連法令について十分に教育・訓練されてこなかった経営者が、未来に向けても悪しき経営スタイルを貫き、建設業法の目的すら理解できないまま違反を繰り返している。しっかりとした理念による教育や研修に基づき、正しい判断ができる経営者を育てることが建設業界に求められている。

せめて建設業許可を新規に取得するときには、最低限の建設業のルールを知ることが必要である。建設業法の改正を知らずにいる建設業者も5年に一度の更新許可において同様のことが言える。産業廃棄物処理業における新規講習、更新講習の義務付けの例や、運転免許証書き換え時における講習はその典型的な例である。

建設業界の健全な発展のためには、従来からのペナルティ（罰則や行政処分）ではなく、建設業を営む人たちに対する真の教育、啓発が必要とされている。

(3) の理由については、以下のとおり。

支店長、営業所長又は支配人等に次ぐ職制上の地位に在る者は資金調達、技術者等配置、契約締結等の業務全般に従事した経験があっても、社内規定、社内文書、契約書類上で明確に記録されているとは限らない。支店においては、支店長にその権限が集中し、個々の指示、工事案件の決済、工事請負契約手続等は全て支店長名で行われるのが一般的であり、事実上、支店長等の業務を代行していても、書面上は支店長の氏名で作成されていることが多い。

よって、組織図、辞令、社内規定などで支店長等に次ぐ職制上の地位に在ることは証明できても、個々の具体的な経験を証する書面が作成されていないことが多いので、いかなる裏付資料で支店長に次ぐ地位であったと認めるべきか明確に示す必要がある。

以上